

(案)

別 添

平成 27 年度実践的な手術手技向上研修事業委託費交付要綱

(通則)

1 平成 27 年度実践的な手術手技向上研修事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この委託費は、診療に従事する医師・歯科医師に対し、遺体を使用した手術手技向上のための研修を実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この委託費は、別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき別途公募により選定された団体が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

4 この委託費の交付額は、次により算定するものとする。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
7,723 千円	実践的な手術手技向上研修事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費）

(交付の条件)

5 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 委託事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を委託費の額の確定の日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合についてはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成27年 月 日 (調整中、選定の1ヶ月後目処)までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い平成28年1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(委託費の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、委託事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成28年4月10日のいずれか早い日

までに別紙様式 2 による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により 4、6、7 及び 10 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。